押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果について

令 和 ３ 年 ６ 月 ９ 日
経済産業省　大臣官房総務課
資源エネルギー庁　資源・燃料部政策課

令和３年５月26日付で「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係政令の一部を改正する政令案」について、行政手続法（平成５年法律第88号）に基づく意見募集を実施したところ、２件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表いたします。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

１．概要

意見募集の期間：令和３年５月26日（水）から令和３年６月１日（火）（７日間）

意見募集の対象：押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係政令の一部を改正する政令案

意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

２．意見募集の結果

御意見数：２件

寄せられた御意見及び御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

別紙

寄せられた御意見及び御意見に対する考え方
（押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係政令の一部を改正する政令案）

番号	御意見	考え方
１	押印は、元々、本人確認として行われていた、署名（花押）に代わるものとして、文書に記名（もしくは署名）に併せて押印することにより、その作成者（申請者等）の意思の確認を省略するために行われる行為である。 押印の省略にあたっては、少なくとも、押印に代わるものとしての意思確認機能（自署、デジタル署名その他）が備え付けられている場合に限るものとするべきである。	今般、「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされており、押印を求めている手続等に関して、押印が不要と判断される場合には押印を見直すこととしています。 これを踏まえ、今回、厳格な本人確認のため印鑑証明書の添付を求める手続を除き、経済産業省関係の申請等における押印又は署名を見直すこととしています。ただし、本人確認の手続等を必要に応じて行うことで真正性を確保しつつ、押印等の見直しに伴って申請者等の利便性が損なわれないよう、本法令に基づく制度を適切に運用してまいります。
２	本改正に反対である。 電子署名を用いた電子手続などの場合を除き、申請等の手続においては、押印又は署名を付させるべきであると考える。 刑法上の書面についての特段の扱いの発生や、準備罪的な未遂罪の発動可能化、捜査・鑑定の対象ともなるそれなりに物理的な証拠としての意義があったりする押印又は署名については、その存在によって手続の公正性を増すものと見るのが妥当となるものであり、そしてその追加の費用についてはかなりコストパフォーマンスが良いものであるので、頻繁に手続を行うという事があまり無いような、しかし重要な手続にはあった方が良いものと思われるものであるが、特に軽微となるような手続として限定されているもの（そして実際にその様な性質のもの）でない場合、基本として、「厳格な本人確認のため印鑑証明書の添付を求めている手続」でなくても、付させるのが適切と考える。	